

グリーン経営認証取得助成金交付要綱

平成21年5月14日制定
公益社団法人新潟県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人新潟県トラック協会（以下「県ト協」という）の会員事業所（以下「会員」という）が、交通エコロジー・モビリティ財団が実施するグリーン経営認証取得制度を取得する場合の認証費用の負担を軽減することにより、認証取得の普及を図り、会員事業所全体で環境問題に対する取り組み意欲の向上を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、当該年度の4月1日から翌年の1月31日までの間に、会員が新潟県内の事業所に於いて新規に認証を取得したものを対象とする。

(助成額)

第3条 同一事業年度における助成は1会員1事業所1回限りとし、助成額は、グリーン経営認証に要した費用（審査料金・登録料金）の一部、1会員事業所当たり100,000円を限度に助成する。

(助成方法)

第4条 助成は申請受付順に行う。

2 受付期間中でも予算額に達した場合は、申請受付を終了することがある。

(申請方法)

第5条 会員は、グリーン経営認証を受け費用の精算を終えた後、グリーン経営認証取得助成金交付請求書に、グリーン経営認証登録証（写）及び審査・登録に要した費用にかかる領収書（写）を添付し、県ト協に提出する。

2 県ト協への最終提出期限は当該年度の2月9日迄に申請する。

(助成金の支払い)

第6条 県ト協は、会員の指定する金融機関に助成金を振り込み交付するものとする。

(その他必要な事項)

第7条 本要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

(附 則)

本要綱は、平成21年4月1日より適用する。

公益社団法人 新潟県トラック協会会長 様

住 所
会社名
代表者

印

**グリーン経営認証取得助成金事業実績報告書
(助成金交付請求書)**

「グリーン経営認証取得助成金交付要綱」第5条に基づき、助成金の交付について、下記の通り請求します。

記

1. 取得事業所名:

2 グリーン経営認証

認証登録番号	
登録年月日	平成 年 月 日

3. 助成申請額: _____ 円

4. 添付書類

グリーン経営認証登録証 (写)
審査・登録に係る請求書・領収書 (写)

5. 振込先銀行口座 銀行名: 銀行・信用金庫・信用組合
支店名: 本店・支店
預金種別: 普通・当座
口座番号:
フリガナ:
口座名義:

6. 申請担当者 氏名:
電話番号: